平成２１年（フ）第８７８号
北九州市八幡西区沖田３丁目13番19号
債務者　小田　惠久
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７９号
北九州市八幡西区沖田３丁目13番19号
債務者　櫛田　和子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８９３号
北九州市八幡西区楠木２丁目１番１―102号
債務者　井上　和幸
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８９４号
北九州市八幡西区楠橋西２丁目２番１号
債務者　山口　　恵
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２４号
北九州市八幡東区大平町３番15号
債務者　川田智真紀
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９４２号
北九州市小倉南区若園２丁目22番32号
債務者　横山　正人
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４２号
北海道野付郡別海町西春別駅前柏町２番地の１
債務者　本間美喜子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１７３号
函館市鍛治１丁目27番１号
債務者　田原　千穂
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６３号
函館市昭和１丁目24番20―302号
債務者　西山　令子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６５号
北海道二海郡八雲町落部357番地
債務者　佐々木康子（旧姓宮前）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３７０号
函館市戸倉町25番６号
債務者　工藤　　忍
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３７２号
函館市千歳町21番８―102号
債務者　長内　充雄
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３８３号
函館市富岡町１丁目29番15号
債務者　柳谷　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２２７７号
名古屋市東区葵１丁目２番32号　市営あおい荘1407号
債務者　田邊　俊次
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６３号
愛知県豊田市柿本町５丁目64番地　平野荘15―１号
債務者　佐古　和代
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７８号
愛知県刈谷市高須町１丁目10番地１　メゾン中ノ切301号
債務者　今津　高志
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
埼玉県所沢市大字山口1159番地の１　アーバンヒルズ所沢106
債務者　道下喜久男
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４４４号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷54番地55
債務者　山中　太郎
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係